

厚生労働省発職雇 0330 第 2 号

平成 27 年 3 月 30 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
案要綱」について、貴会の意見を求める。

別紙

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 平成二十七年 月 日以後の障害者介助等助成金等の支給に関する措置

一 障害者介助等助成金の支給に関する措置

障害者介助等助成金のうち、重度中途障害者等職場適応助成金、健康相談医師の委嘱助成金、職業コンサルタントの配置又は委嘱助成金及び在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱助成金は、平成二十七年 月 日以後に支給を受けることができることとなった事業主に対しては、当分の間、機構において支給しないものとする。

二 職場適応援助者助成金の支給に関する措置

職場適応援助者助成金は、平成二十七年 月 日以後に職場適応援助者による援助を実施することとした事業主に対しては、同日以後に職場適応援助者による援助を実施することとされた障害者に係るもの限り、当分の間、機構において支給しないものとする。

別紙

第二 その他

- 一 この省令は、公布の日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとする。